

第5章 景観資源等の活用に関する事項

1 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

本市の景観資源のうち、特に本市の自然や歴史などを語るうえで欠かせないものを景観重要建造物又は景観重要樹木として指定し、保全・活用していきます。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物は、道路や公共の場所から容易に眺めることができるもので、次の要件のいずれかに該当する建造物について、所有者の同意等を得たうえで指定します。

●景観重要建造物の指定要件

- ア 地域の自然、歴史、文化、産業等の特徴を感じさせるもの
- イ 優れたデザインを有し、地域のシンボルとして良好な景観形成に寄与するもの
- ウ 地域の目印となるなど、景観形成上重要な場所に位置するもの

表 景観重要建造物の指定候補例

	項目	備考
景観重要建造物の指定候補例	炭鉱の歴史、文化等を伝える建造物のうち、特に重要なもの	
	多くの市民に、親しまれ利用されている建造物のうち、特に重要なもの	
	国登録有形文化財（建造物）	指定要件に該当するものの中から個別に指定
	県指定有形文化財（建造物）	指定要件に該当するものの中から個別に指定
	市指定有形文化財（建造物）	指定要件に該当するものの中から個別に指定



旧三井港倶楽部



旧長崎税関三池税関支署

(2) 景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木は、道路や公共の場所から容易に眺めることができるもので、次の要件のいずれかに該当する樹木について、所有者の同意等を得たうえで指定します。

●景観重要樹木の指定要件

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ア | 地域の植生、歴史、文化、産業等の特徴を感じさせるもの |
| イ | 樹高や樹形に特徴があり、地域のシンボルとして良好な景観形成に寄与するもの |
| ウ | 地域の目印となるなど、景観形成上重要な場所に位置するもの |

表 景観重要樹木の指定候補例

	項目	備考
景観重要樹木の指定候補例	多くの市民に、親しまれ利用されている土地に存する樹木のうち、特に重要なもの	
	県指定天然記念物を構成する樹木のうち主要なもの	指定要件に該当するものの中から個別に指定
	市指定天然記念物を構成する樹木のうち主要なもの	指定要件に該当するものの中から個別に指定
	市指定保存樹・保存樹林を構成する樹木のうち主要なもの	指定要件に該当するものの中から個別に指定



鳥塚の樹林



普光寺の臥龍梅



大牟田警察署前のナンキンハゼ並木



宮浦石炭記念公園前のメタセコイヤ並木

2 景観重要公共施設の整備に関する事項

公共施設は、不特定多数の人々が利用し、まちの骨格や地域のシンボルとなることが多いことから、良好な景観を形成する上で非常に重要な役割を担っています。そこで、公共施設の整備が本市の景観形成のお手本となるよう、基本的な整備方針を定めます。

さらに、道路や河川、公園などのうち、景観資源の活用や観光振興等のために特に景観への配慮が必要な公共施設を、景観重要公共施設として位置づけ、当該公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となった良好な景観形成を図ります。

(1) 公共施設の整備方針

本市において公共施設整備を行う際は、本計画の内容を遵守するものとします。

また、本市の景観に大きな影響を与える大規模な施設や地域の中心となる主要な施設に対する公共施設の整備方針を以下のように定めます。

表 公共施設の整備方針

整備方針
○地域の特性や周囲の景観資源の特徴などを読み取り、生態系や歴史・文化を尊重し、まちの魅力を高める整備計画を立案する。
○既存の地形や樹木は、できる限り保全するよう努める。
○周辺の自然環境やまちなみと調和した形態意匠、素材、色彩に配慮する。
○景観資源を容易に眺めることができる場所では、透過性の高い柵や樹木の剪定などを工夫し、見通しを確保するよう努める。

(2) 景観重要公共施設の設定方針

景観重要公共施設は、次の要件のいずれかに該当するものを位置づけることとします。

●景観重要公共施設の設定方針

- | | |
|---|--------------------------------|
| ア | 本市の骨格を形づくる公共施設 |
| イ | 景観形成重点地区内の公共施設 |
| ウ | 景観資源となっている公共施設またはその周辺に位置する公共施設 |

表 景観重要公共施設

	名 称	対象区間等
景観重要道路	国道 208 号	全区間
	有明海沿岸道路（国道 208 号バイパス）	全区間
	国道 389 号	全区間
	主要地方道南関大牟田北線	全区間
	主要地方道大牟田川副線	全区間
	主要地方道大牟田高田線	全区間
	主要地方道大牟田南関線	全区間
	主要地方道大牟田植木線	全区間
景観重要河川	隈川	全区間
	白銀川	全区間
	堂面川	全区間
	大牟田川	全区間
	諏訪川	全区間
景観重要公園	延命公園	
	諏訪公園	

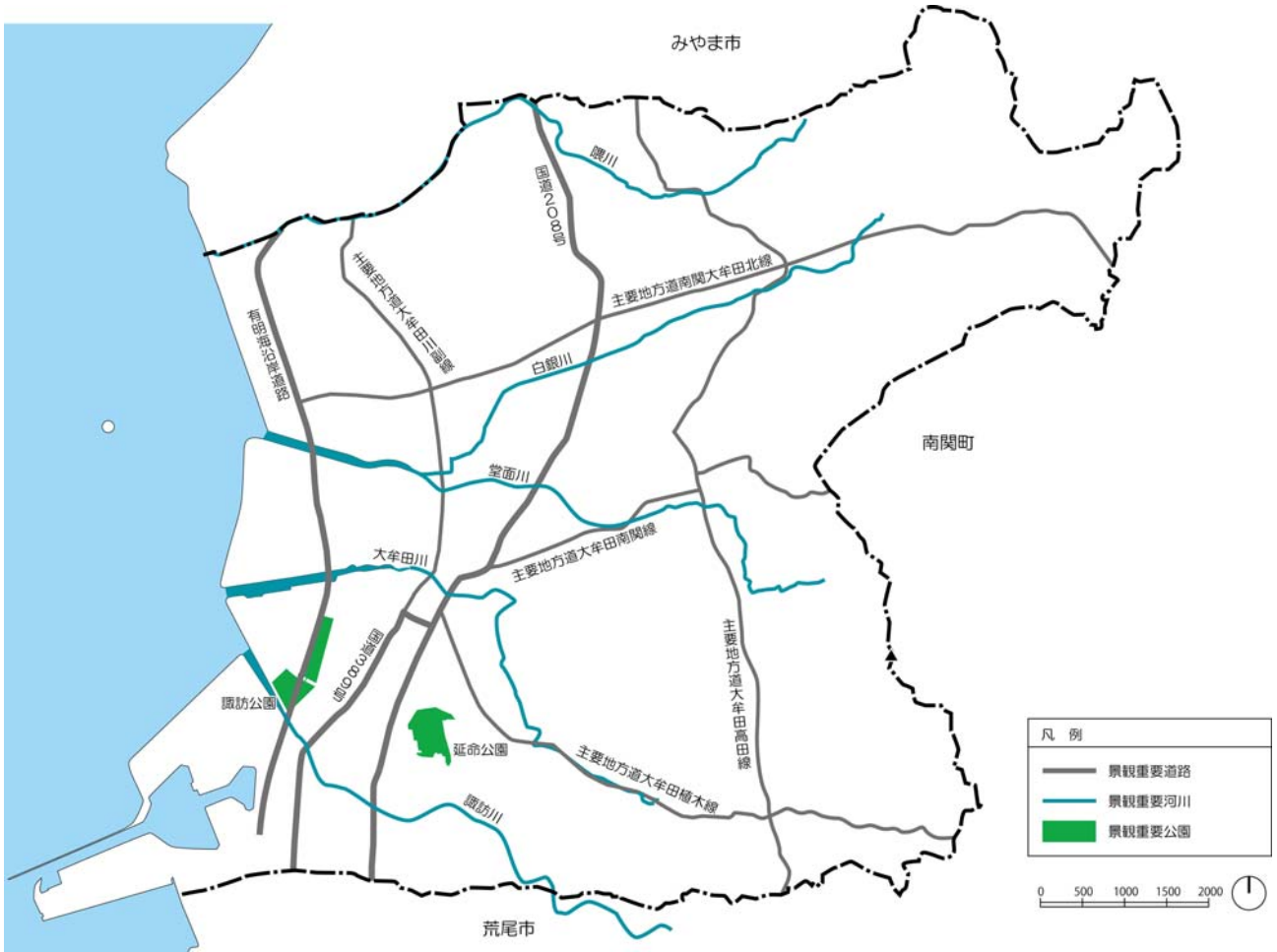


国道 208 号



堂面川

図 景観重要公共施設



有明海沿岸道路、国道 389 号、諏訪川、諏訪公園

(3) 景観重要公共施設の整備方針

景観重要公共施設の整備方針を以下のように定めます。

1) 景観重要道路

整備方針
<ul style="list-style-type: none">○国道 208 号及び有明海沿岸道路の道路附属物等については、管理者が制定した色彩・デザイン指針等に基づき、良好な景観形成を推進するものとする。○区域毎の景観形成に配慮した形態意匠、色彩とし、連続性のある区間では、同一の規格・仕様となるよう努める。○橋梁等については、周囲に溶け込む形態意匠や色彩となることが望ましい場合があるため、地域住民等との合意形成に努める。○歩道や法面等については、周辺景観との調和に努める。○標識柱、照明柱、信号柱、分電盤などは、煩雑にならないように配置し、できる限り集約化を図るよう努める。

2) 景観重要河川

整備方針
<ul style="list-style-type: none">○動植物が生息可能な河川環境の保全に努め、特に貴重な動植物が生息する箇所については、その生態系に配慮する。○地域で親しまれ、景観資源となっている橋や緑地等については、治水利水計画に支障のない範囲で保全・活用に努める。○構造物を設置する際は、地域の景観特性を踏まえ、周辺景観との調和に配慮した形態意匠、色彩とする。

3) 景観重要公園

整備方針
<ul style="list-style-type: none">○樹木の伐採は最小限にとどめ、保全植栽は地域の植生に基づいて樹種を選定する。○サインを設置する際は、既存サインとの一体化や、色彩の統一に努める。

3 屋外広告物の表示等に関する方針

屋外広告物は、良好な景観を形成するための重要な要素です。

現在、本市では、福岡県が定めている「福岡県屋外広告物条例」に基づいて、屋外広告物の規制を行っています。しかし、「福岡県屋外広告物条例」は県全体を対象とし、広告物の大きさや高さ等を中心とした規制となっているため、今後は、広告物の規格に加え、周辺環境と調和した形態意匠や色彩など、本市の特性に応じたルールを検討していく必要があります。

そこで、景観形成の目標と基本方針に基づき、周囲の自然環境や建築物等と調和した屋外広告物の表示又は設置の推進に向けて、屋外広告物の表示等に関する方針を以下のように定めま

す。
なお、「大牟田市屋外広告物条例」の制定に取り組む際は、以下の方針を基本として必要な許可基準等を定めるものとします。

●屋外広告物の表示等に関する方針

- 広告物の表示面積、高さは、掲出する地域や地区の特性を踏まえ、必要最小限のものとする。
- 広告物の形態意匠、色彩は、周囲の自然環境や建築物等と調和したものとする。
- 集約化を図るなど、設置箇所は最小限にとどめる。特に、主要な交差点などに掲出する場合は、共同化・集合化を図る。
- 住宅地や集落地では、ネオンや点滅、動光を伴う広告物は設置しないよう努める。

